

会議等の公開について（案）

1 会議の公開について

- ・ 米沢市における他の審議会、検討委員会等については、特段の事情がない限り公開していることから、本会議についても、これに準じ、原則として公開するものとします。
- ・ ただし、会議の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

2 会議録及び配布資料の公開について

- ・ 会議録は全文筆記とします。会長については会長と表記し、その他の委員については、委員と表記します。
- ・ 会議録作成のため、会議を録音し、音声データは会議録の決裁後に保存不要のものととして廃棄します。
- ・ 会議録及び配布資料（以下「会議録等」という。）は、事務局での閲覧、米沢市ホームページへの掲載等の方法により原則公開するものとします。
- ・ ただし、会議録等の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議録等を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

3 会議録の承認手続きについて

- ・ 会議終了後、会議録の未定稿を出席委員に一定期間示し、修正等の意見照会を行います。委員は期間内に意見の有無を事務局へ提出することとし、期間内に提出がなければ了承したとみなします。

参考 非公開とすることについて協議を行う場合の目安

- ・ 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合
- ・ 公開しないとの条件で任意に提供された資料等がある場合 等